

ボートレース 電話・ネット投票 利用停止申請の手引き（家族申告用） Ver2.1

1. はじめに

この手引きは、ボートレースの電話・ネット投票会員（以下「会員」といいます。）のご家族が、会員の電話・ネット投票のご利用を停止する申請の手続き方法などについて記載したものです。この手引きをご参考に申請をお願いします。

提出いただきました申請書類に基づき審査を行わせていただき、利用停止事由に該当すると判断した場合は、電話・ネット投票のご利用を4年間停止いたします。なお、審査結果によりましては、電話・ネット投票のご利用を停止しないこともありますことをあらかじめご承知おきください。

2. 申請できる方

- ・ 会員と同居する配偶者
- ・ 会員と同居する6親等内の血族（未成年者を除きます。）
- ・ 会員と同居する3親等内の姻族（未成年者を除きます。）

※ 7ページの家系図もあわせてご参照ください。

3. 申請できる事由（利用停止事由）

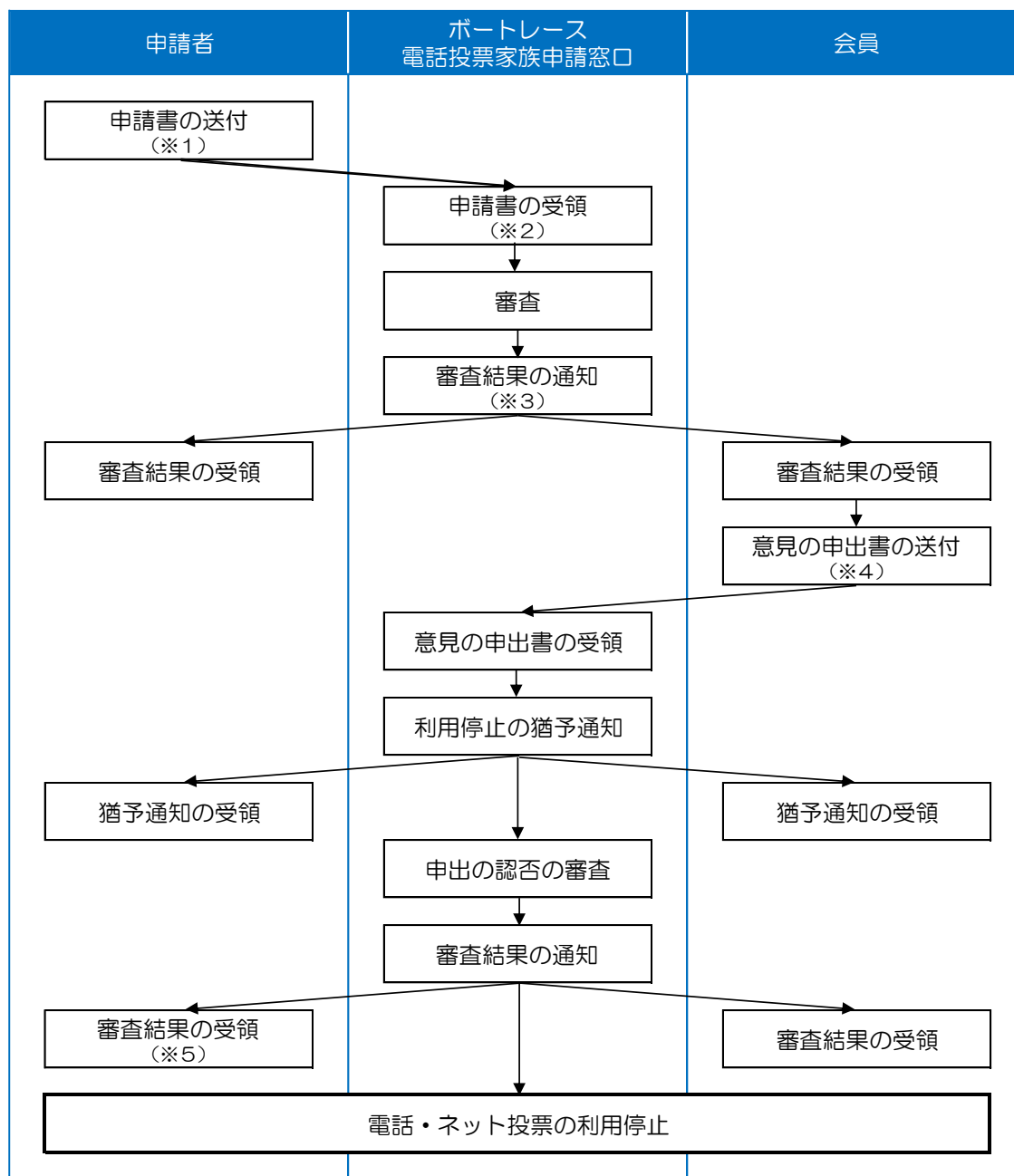
会員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合に申請ができます。

- ・ 会員が、賭事の抑制を要するギャンブル障害（そのおそれがある場合を含みます。）と医師に診断されている。
- ・ 会員が属する世帯の経済状況に照らして著しく多額の舟券を電話・ネット投票で購入している。
- ・ 会員が舟券を電話・ネット投票で購入していることにより、日常生活又は社会生活に著しく支障が生じている。

4. 申請から利用停止までの流れ

通常、申請から利用停止まで最短で約3ヶ月かかりますが、書類不備等がありますと、さらに日数を要します。

【申請から利用停止までの流れ】



(※1) 申請日より14日以内は、申請書及び添付書類の補充・訂正ができます。

(※2) 申請書及び添付書類に不備等があるときは、書類の補正をお願いする連絡をいたします。補正がない場合は申請を却下し、提出いただいた書類を返却させていただきます。

(※3) 利用を停止しない決定となった場合は、提出いただいた書類を返却させていただきます。

(※4) 意見の申し出は会員の任意です。意見の申し出がない場合は、審査結果の通知に記載された利用停止予定日に停止します。

(※5) 利用を停止しない決定となった場合は、再申請ができます。ただし、同じ事由及び同じ証明書類では申請することができません。

5. 申請の方法

(1) 必要書類

下記の①～⑤をご提出ください。

① 電話投票の利用停止申請書（第1号様式）

※ 記入例は8～9ページをご参照ください。

② 申請者が属する世帯全員が記載された住民票の原本（世帯主及び続柄が表示されたものであって、申請日の3ヶ月以内に発行されたもの。）

※マイナンバー(個人番号)、住民票コードの記載のあるものは使用できません。

③ 申請者の本人確認書類

※ AまたはBのいずれかの書類が必要です。

※ A 及び B のイについては②の住民票と同一の住所の記載が必要です。

A 以下のいずれかのコピー (申請日において有効であるもの)	
	運転免許証(※1)
	運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)
	旅券(パスポート)(※2)
	在留カード
	特別永住者証明書
	国又は地方公共団体の機関が発行した免許証
	国又は地方公共団体の機関が発行した許可証
	国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書
	個人番号カード(※3)
	国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真入りのもの)

(※1) 裏面に住所の記載のあるものは、裏面のコピーも必要です。

(※2) 顔写真のページと所持人記入欄(名前・住所等記入箇所)が必要です。

(※3) 顔写真のある表面のみのコピーが必要です。

B イのいずれかのコピー + ロのいずれかのコピー (申請日において有効であるもの)	
イ	各種健康保険証(※4)
	国民年金手帳(※5)
	印鑑登録証明書
ロ	学生証
	法人が発行した身分証明書(国又は地方公共団体が発行したものを除く)

(※4) 住所欄に記入のあるもの。カード方式の保険証の場合は住所記載面のコピーも必要です。

(※5) 住所欄に記入のあるもの。

④ 申請の事由に係る詳細な事情等を説明する書類

- ※ 書式は自由です。
- ※ **署名もしくは捺印が必要です。**
- ※ 記入例は10ページをご参照ください。

⑤ 申請の事由を証明する書類

- ※ 申請の事由によって必要書類が異なりますので、ご注意ください。

会員が、賭事の抑制を要するギャンブル障害（そのおそれがある場合を含みます。）と医師に診断されている場合

会員が賭事の抑制を要するギャンブル障害であることを証する医師の診断書（※1）

（※1）申請日の3ヶ月以内に診断された原本。
ボートレース電話投票家族申請窓口が作成した診断書を使用することを推奨しますが、医療機関指定の診断書も使用できます。医療機関指定の診断書を使用する場合は、診断書を発行した医師に対して、ボートレース電話投票家族申請窓口がその発行の事実を照会することに当該医師が同意していることを必ずお確かめください。

会員が属する世帯の経済状況に照らして著しく多額の舟券を電話・ネット投票で購入している場合

申請日の当年における世帯全員の課税証明書（※2）

（※2）申請日の当年における課税証明書が発行されないときは、申請日の前年における課税証明書（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの。）

舟券を電話投票で購入していることにより、日常生活又は社会生活に著しく支障が生じている場合

支障が生じていることを客観的かつ具体的に証明するもの

（2）提出先

〒106-0032

東京都港区六本木5-16-7

ボートレース電話投票家族申請窓口

6. 注意事項

- 書類を送付する際の郵送料、各種証明書の発行費用、書類作成に関する費用、コピー費用などは、申請される方のご負担となります。また、郵便料金が不足

している場合は、受け取りできませんのでご了承ください。

- 申請書（第1号様式）にご記入いただきました「加入者（利用者）の氏名」「加入者（利用者）の生年月日」「ボートレース電話投票に利用している預金口座等の情報」に基づきまして、対象となる会員を特定いたします。未記入や誤記入の場合は会員の特定ができず、審査することができませんので、正確にご記入ください。
- 申請に関して同居する家族（会員本人含む）からボートレース電話投票家族申請窓口へ何らかの申し出があった場合、申請者が当該家族（会員本人含む）にご説明し、ご理解いただくことをお願いする場合があります。

7. よくある質問

Q：申請すれば必ず電話・ネット投票の利用は停止になるの？

A：提出いただいた書類に基づき、利用停止事由に該当するか審査いたします。
利用停止事由に該当しないと判断した場合は、電話・ネット投票のご利用は停止いたしません。

Q：複数の会員権を持っているようだけど、すべての会員権の預金口座情報を書かなければいけないの？

A：複数の会員権をお持ちの場合でも、預金口座の情報をひとつご記入いただければ結構です。ご記入いただいていない預金口座に係る会員権に関しましては、申請書の他の記入内容に基づき会員ご本人のものであることが確認できた会員権について審査の対象といたします。

なお、預金口座の情報を複数ご記入いただいても差し支えありません。その際は、記入例（8ページ）のとおり1枚の申請書に複数の預金口座の情報をご記入ください。

Q：申請書類はいつまでに提出すればいいの？

A：特に期限は設けておりません。必要な書類が揃い次第ご提出ください。

Q：申請の事由は何でもいいの？

A：申請の事由は、1ページの「3. 申請できる事由（停止事由）」に列挙されている3点の事由のみです。それ以外の事由では申請できません。

Q：申請書類を提出した後に記入誤りに気がついた。どうすればいいの？

A：申請日から14日以内であれば提出した書類の補充・訂正ができます。正し

い書類等をあらためてご郵送ください。なお、電話やFAX等での補充・訂正はできません。

Q：利用停止までの日数は？

A：申請から利用停止まで最短でも約3ヶ月かかります。書類不備や会員からの意見の申出があった場合は、さらに日数を要します。

Q：利用停止までもっと早くならないの？

A：申し訳ございませんが、期間の短縮はできかねます。

Q：会員に知られずに利用停止することはできないの？

A：会員ご本人からの意見の申出の機会を設けておりますことから、会員に知られずに利用停止することはできません。

Q：利用停止期間はどのくらい？

A：4年です。

Q：利用停止期間中に新たに会員権を作成した場合はどうなるの？

A：新たな会員権についても利用停止期間満了日まで利用停止いたします。

Q：利用停止期間が満了したらどうなるの？

A：当該会員権は解約となります。

Q：利用停止の解除はできないの？

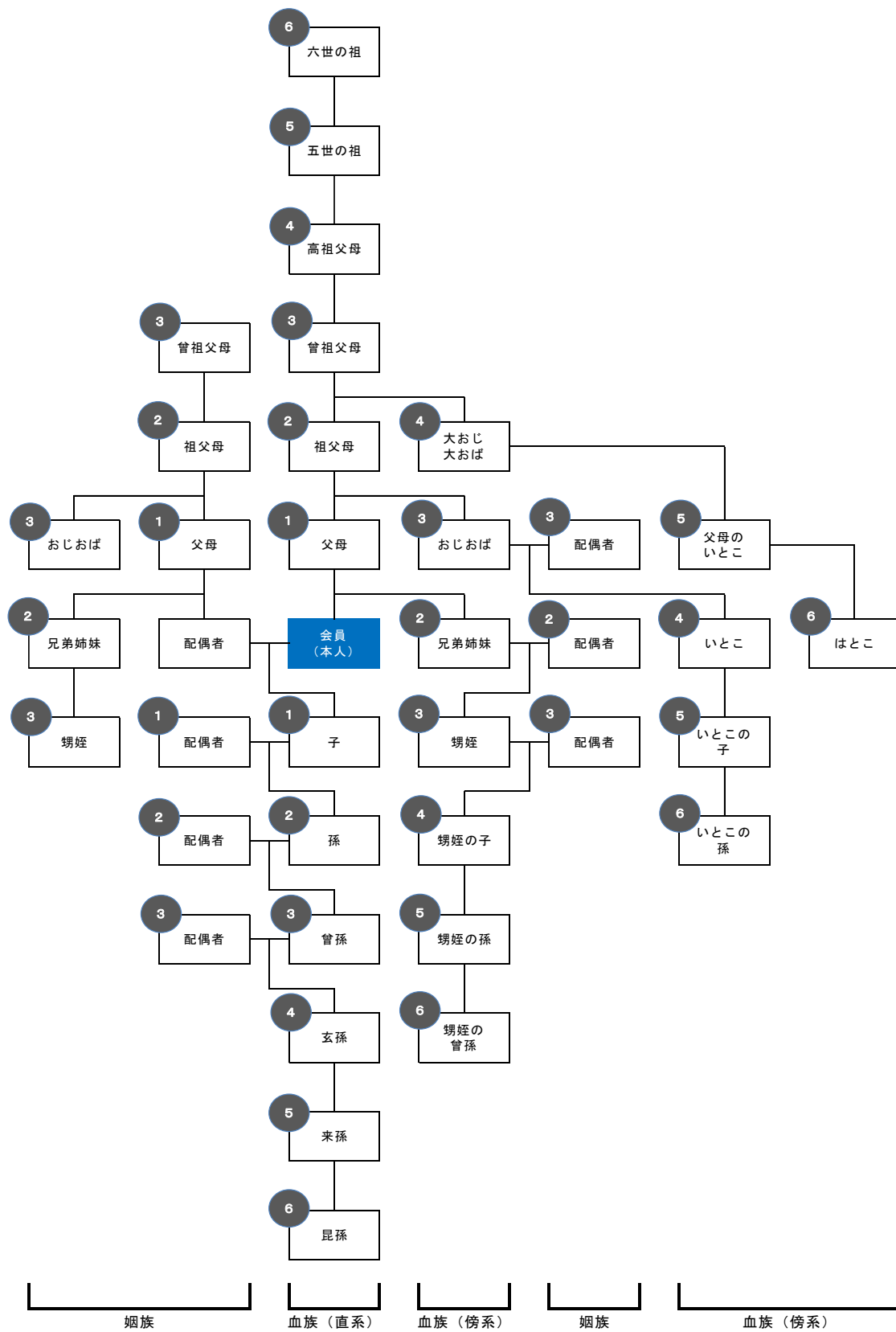
A：利用停止期間中は、利用停止を申請された方または会員本人からの申請により利用停止の解除ができます。申請書類のご提出が必要となりますので、ボートレース電話投票家族申請窓口までご連絡ください。なお、会員本人からの申請は、利用停止開始日の翌々年度の末日までではできません。

Q：世帯分離している場合はどうすれば良いの？

A：申請者の世帯全員が記載された住民票の原本及び会員の世帯全員が記載された住民票の原本（世帯主及び続柄が表示されたものであって、申請日の3ヶ月以内に発行されたもの。）がそれぞれ必要です。

また、申請者と会員が6親等内の血族または3親等内の姻族であることを証明するため、申請者の戸籍謄本及び会員の戸籍謄本（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの。）がそれぞれ必要です。

【家系図】



【必要書類① 利用停止申請書 記入例（おもて）】

（第1号様式）

電話投票の利用停止申請書（家族申告／テレポート）

下記のとおり、私の家族が加入しているポートレース電話投票（インターネット投票・携帯 Web 投票を含む）の利用を停止されたく、約定に基づき関係書類を添えて申請いたします。

※ 電話投票に関する約定（特別無担保）第 28 条

※ 電話投票に関する約定（無担保）第 25 条

※ 電話投票に関する約定（有担保）第 27 条

記入日 令和 1 年 1 0 月 1 日

申請者	ふりがな	でんわ ふなこ		加入者との 続柄	妻		
	氏名	電話 舟子					
	住所	ふりがな	とうきょうとみなとく				
		〒108-0073	東京	都	港区	市	区
		みた	三田000-000				
生年月日	明治 昭和 平成	50年1月1日	日中連絡できる電話番号 080-8888-8888				

加入者（利用者）	ふりがな	でんわ ふなお		申請者との 続柄	夫		
	氏名	電話 舟男					
	住所	ふりがな	とうきょうとみなとく				
		〒108-0073	東京	都	港区	市	区
		みた	三田000-000				
生年月日	明治 昭和 平成	47年9月30日	電話番号 090-9999-9999				
(ポートレース電話投票に利用している預金口座等の情報)							
ポート銀行 港支店 普通 1212121							
レース銀行 品川支店 普通 8989898							
※ 電話投票の加入者番号等を特定するため、銀行名・口座番号等を正確にご記入ください。							

【必要書類① 利用停止申請書 記入例（うら）】

（第1号様式）

該当する事由に チェックを入れて ください。	☒ 【申請の事由】 加入者が賭事の抑制を要するギャンブル障害（そのおそれがある場合を含む）と 医師により診断されている →必要な書類…住民票 ^{※1} 、本人確認書類 ^{※2} 、事情等説明書、医師の診断書
	☐ 申請者が属する世帯の経済状況に照らして加入者が著しく多額の舟券を電話投票で 購入している →必要な書類…住民票 ^{※1} 、本人確認書類 ^{※2} 、事情等説明書、課税証明書
	☐ その他（事由 ^{※3} ： →必要な書類…住民票 ^{※1} 、本人確認書類 ^{※2} 、事情等説明書、申請の事由を客観的かつ具体的に証明す るもの
	^{※1} 申請者が属する世帯全員が記載された住民票の原本（世帯主及び続柄が表示されたもの、かつ申請日の3月以内に 発行されたもの、マイナンバーが記載されていないもの） ^{※2} 運転免許証、旅券（パスポート）等のコピー ^{※3} 記入スペースが足りない場合、適宜、他の用紙を使用しても構いません。

申請にあたっての同意項目等について

同 意 項 目		いずれかに○を 付してください。	
①	テレポートから申請書類の訂正や追加等を求められたときは、テレポートの定める期限 までに訂正書類・追加書類を提出することに同意します。	☒ はい	☐ いいえ
②	上記①のとおり提出がなかったときは、申請書類一式が申請者に返却され、利用停止に 関する審査が行われないことに同意します。	☒ はい	☐ いいえ
③	テレポートが本申請に関する加入者番号を特定できなかった場合は、申請書類一式がテ レポートから申請者に返却され、利用停止に関する審査が行われないことに同意します。	☒ はい	☐ いいえ
④	テレポートが利用停止を決定したときは、テレポートが申請者と加入者にその旨を通知 し、その際、加入者に対しては申請者の氏名等を通知することに同意します。	☒ はい	☐ いいえ
⑤	利用停止開始予定日は、テレポートが上記④の通知を発してから概ね1か月後であるこ とに同意します。	☒ はい	☐ いいえ
⑥	テレポートが利用停止を決定した場合、加入者には意見の申し出が認められており、そ の審査中は利用停止の開始を猶予することに同意します。	☒ はい	☐ いいえ
⑦	テレポートが加入者の意見の申し出を認めたときは、利用停止を措置しないことに同意 します。	☒ はい	☐ いいえ
⑧	本申請に関して同居する家族からテレポートに何らかの申し出があった場合、申請者が 当該家族に説明し、理解を求めることに同意します。	☒ はい	☐ いいえ
⑨	申請者が本申請を取り下げるときは、テレポートが定める期限までに必要書類を提出す ることに同意します。	☒ はい	☐ いいえ
⑩	上記のほか、本申請に係る一切について、加入者とテレポートとの間で締結されている 約定に従うことに同意します。	☒ はい	☐ いいえ

ギャンブル障害（同様の病名を含む。）の診断書を提出した場合

誓 約 ・ 同 意 項 目		いずれかに○を 付してください。	
⑪	テレポートがこの診断書の発行の事実を照会することについて、この診断書を発行した 医師から同意を得ていることを誓約します。	☒ はい	☐ いいえ
⑫	この診断書を発行した医師に対し、加入者がポートレース電話投票会員であることを告 げていることを誓約します。	☒ はい	☐ いいえ
⑬	上記⑫の照会に関して、テレポートが定める期限までに医師から回答がなかった場合、 申請書類一式が申請者に返却され、利用停止に関する審査が行われないことに同意しま す。	☒ はい	☐ いいえ

上記の項目の全てに同意（誓約）します。

記入日 令和1年10月1日

申請者氏名（自署） 電話 舟子

【必要書類④ 申請の事由に係る詳細な事情等を説明する書類 記入例】

私の夫(電話舟男)は、平成20年ごろよりボートレースに夢中になりました。

平成25年ごろにボートレースの電話投票会員に登録し、毎日のように
自宅で電話投票をしています。

最近、ギャンブル依存症予防回復支援センターがあることを知り、
そのサポートコールに相談し、専門医の受診を勧められました。

そこで本人を説得し、専門医を受診したところ、ギャンブル依存症と
診断されました。

については、理由停止事由の「ギャンブル障害と医師に診断されている」に
該当すると思いますので、医師の診断書を添えて申請するものであります。

電話 舟子

※必ず署名もしくは捺印をお願いいたします。

ボートレース電話投票家族申請窓口
03-4335-9400
(受付時間) 平日 10:00~16:00

202403-9